新婚世帯を対象に、結婚新生活に係る支援を行います。

補助対象者 令和5年3月1日から令和6年3月3日までに婚姻届

です。 を提出・受理され 以下の条件すべてを満たす方が対象

2 1 夫婦共に婚姻日における年齢が30歳以下かつ、一方が20歳以下で あること。

の前年の夫婦の所得を合算した金額) が500万円未満であるこ 新婚世帯の所得(所得証明書をもとに、申請のあった日の属する年

4 3 申請時に新たな住宅に夫婦共に居住し、 新たな住居が南越前町内にあること。

その居住先が住民基本台

(5) 6 夫婦のいずれもが町税等を滞納していないこと。 帳に所在地として記録されていること。

助 過去にこの補助を受けていないこと。 30 万 円

1

U29夫婦支援事業支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)

(以下の書類すべてをご提出ください

婚姻届受理証明書、または婚姻後の戸籍謄本

住民票謄本

提出書類

補

(5) 4 3 2

申請者および配偶者の完納証明書

申請者および配偶者の所得課税証明書

奨学金を返済していることが確認できる書類

貸与型奨学金を返済している場合

6

※住民票および完納証明書については

振込先の通帳(写し)

申請書の確認欄に同意することで省略可能。

保健福祉課または今庄・河野事務所

提出場所

問合せ

保健福祉課

☎0778-47-8007

11月 児童虐待防止 推進月間

ひとりで悩まずに、 お気軽にご相談ください



子育てに悩んだら

お子さんをどのように育てたらいいか分からないなど、子育てに悩んだら、お気軽にご相談ください。

- ●南越前町子育て世代包括支援センター・子ども家庭総合支援拠点(保健福祉課内) **2**0778-47-8007
- ●児童相談所相談専用ダイヤル Tel 0120-189-783
- 親子のための相談LINE (こども家庭庁) https://page.line.me/?accountId=778asdia



もしかして虐待?と思ったら

子どもの泣き声が聞こえる、子どもだけで家にいるなど「もしかして虐待?」と思ったらお電話ください。 電話をした方の秘密は守られ、虐待でなかった場合でも罰せられることはありません。

●児童相談所虐待対応ダイヤル 「189」

子どものための相談窓口

あなたの周りの人から、つらいこと、痛いことをされたと感じたら、ひとりで悩まずご相談ください。

- ●南越前町子育て世代包括支援センター・子ども家庭総合支援拠点(保健福祉課内) **2**0778-47-8007
- ●児童相談所相談専用ダイヤル TEL 0120-189-783
- 24時間電話相談(24時間子どもSOSダイヤル) Tel 0120-078-310
- ●福井県中高生のための悩み相談窓□SNS

https://page.line.me/299lgxot?openQrModal=true



問合せ 保健福祉課 ☎0778-47-8007